一八六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　二七　二

一八七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二七　二

一八八　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件　二七　145　六一

一八九　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　三〇　二

一九〇　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件　三〇　147　三一

○厚生労働省、国土交通省、環境省

一　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示　二〇　137　六四

○農林水産省

八五九―八六六　保安林の指定をする件　二　三

八六七　肥料を登録した件　二　四

八六八　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二　五

八七〇―八七七　保安林の指定をする件　三　一

八七八　肥料の登録の有効期間を更新した件　三　二

八七九　生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　三　五

八八〇　肥料の登録が失効した件　三　五

八八一　令和三年農林水産省告示第二百十三号（家畜伝染病予防法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないと農林水産大臣が認める病原体を公示する件）の一部を改正する件　三　六

八八二　肥料の登録の有効期間を更新した件　四　三

八八三　生産業者、輸入業者及び国内管理人の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　四　五

八八四　肥料の登録が失効した件　四　五

八八五　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　四　五

八八六　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　四　五

八八七　出願公表後に品種登録出願を取り下げた件　九　一

八八八　農薬を登録した件　九　二

八八九　農薬の登録が失効した件　九　二

八九〇―八九六　保安林の指定をする件　九　二

八九七―九〇三　〃　一〇　五

九〇四　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき都道府県が行うこととする事務を定めた件の一部を改正する件　一一　六

九〇五　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一一　六

九〇六―九一一　保安林の指定をする件　一三　四

九一二―九二九　保安林の指定を解除する件　一三　七

九三〇―九三二　地すべり防止区域を指定する件　一三　七

九三三　外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件の一部を改正する件　一三　131　二九

九三四　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件の一部を改正する件　一三　131　三〇

九三五―九五〇　保安林の指定をする件　一六　五

九五一　テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件　一七　133　二六

九五二　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　一七　133　二六

九五三　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　五